

安保法制Ⅱ戦争法強行成立から一年
依然として同法に反対し、廃止を求める声明

二〇一六・九・十九 九条の会 下品

昨年、安倍政権は国民の反対を押し切つて、「安保法制」Ⅱ戦争法を強行させてから、9月19日で丸一年、施行から半年になりました。

安倍政権は参院選で争点となることを避け続け選挙後の8月24日「戦争法」に基づく「自衛隊新任務」の訓練全面实施を宣言しました。

政治情勢が悪化し、事実上の内戦状態である南スーダンでの「国際平和維持活動」ⅡPKO活動として襲撃されている他国要員などの加勢に向かう「駆けつけ警護」や他国部隊と一体となった「宿营地共同防衛」など武器使用を前提とする新任務が解禁されたのです。

このため、派兵部隊は適切な武器使用が行われるよう徹底した訓練を行い、自らの身や警護対象者を守る目的以外に敵を排除するための「警護射撃」の訓練も当然なされています。

しかし、実戦において自衛隊自身が襲われていなくても武装集団を射殺することはおろか、現地では少年兵の徴用も目立っており、万が一失敗すれば少年兵や文民等を死亡させるリスクがあり、まさに「殺し殺される」軍事作戦となります。

そもそも「駆けつけ警護」のニーズなど存在していません。国別NGOの団体から要望を確認したことが無く、「日本国際ボランティアセンター」の事務局長などは「軍事的に助けを受けることはNGOにとって非常に危険なことです。やめてほしい。」とまで言っています。

まして他国のNGOなどは自国軍の援助は求めても、戦闘経験の持たない日本の自衛隊に助けを求めるなど想定外なことでしょう。これは「駆けつけ警護」ならぬ「押しつけ警護」となってしまうでしょう。

PKOに対して、先制攻撃まで認める権限が8月に国連安保理から与えられました。新任務が付与されることで奇襲や潜入などの任務につく特殊部隊軍の増隊や装備の強化なども見込まれています。

元PKO部隊の指揮官を務めた自衛隊幹部は「もはや自衛隊がついて行けるレベルではない。撤退を視野に入れた方がよい。」という声が出ています。

現場の自衛隊員の負担を増やし、命を危険にさらす新任務は付与すべきではありません。

海外での武力行使を禁じた憲法9条を踏みにじる「戦争法」を本格的な運用に移行し、「積極的平和主義」、「国際的平和貢献」の名のもとに、「戦争法」を発動し、自衛隊を派兵することは、日本を「戦争する国」にする重大な企てであり、絶対に許されません。

私たち国民は「戦争法」に依然として反対し、廃止に向けて声をあげ続ける意思を表明し、態度を示しているようではありませんか。